

令和 7 年度新入生向け

高等学校等^{しゅうがくしえんきん}就学支援金 4 月申請のしおり

【高等学校等就学支援金とは】

- 授業料を国が生徒に代わり負担する制度です。（返還不要）
- 所得金額が一定額未満の世帯に対する支援制度です。
- 今回の申請は、令和 7 年 4 月～6 月分の授業料分です。

※ 1 在学期間中継続して就学支援金を受給するためには、各年度の 7 月以降に案内をする申請が再度必要です。

（再度の申請が不要となる申請方法もあります。6 ページをご参照ください。）

※ 2 申請しない場合や要件を満たさない場合は、授業料を納入する必要があります。

県内高校で約 8 割の生徒が受給しています。



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

【オンライン申請方法】

- 2 ページ掲載のQRコード又はURLからアクセスしてください。
※ 検索エンジンでのキーワード検索からはアクセスできません。
- 申請期間：4 月から学校が指定する日までにオンライン申請をお願いします。

※ 3 月中には申請を行わないでください。

紙書類での申請を希望される場合は、学校の事務室で書類をお受け取りください。

1 就学支援金の支援額

国が負担する授業料の金額は、在籍する課程により異なり、原則として授業料の金額と同額です。

課程	支援額
全日制	9,900円（月額）
定時制（単位制による課程を除く）	2,700円（月額）
定時制（単位制による課程）	1,740円（1単位につき）
通信制	330円（1単位につき）

※ 定時制課程（単位制による課程）及び通信制課程においては、履修単位数に応じて就学支援金が授業料に充てられます。在学期間中最大74単位まで支給を受けることができます。

※ 直接支給を受けるものではありません。高校等に納入すべき授業料を、国が生徒に代わり負担するものです。

2 対象となる方

次の①～④のすべての要件に該当する方が対象です。

なお、対象とならない方が申請した場合でも、ペナルティ等は発生しません。

- ① 生徒本人が国内に住所を有していること。
- ② 高等学校等を卒業又は修了していないこと。
- ③ 高等学校等の在学期間が通算で36月（定時制課程・通信制課程は48月）を超えていないこと。
- ④ 保護者（親権者）の「課税標準額（課税所得額）×6％－市町村民税の調整控除の額*」が304,200円未満の世帯であること。

* 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3／4を乗じて計算する。

※ ④の所得確認は、原則として保護者（親権者）全員分の金額で判断します。

所得確認の対象となる保護者等については、5ページをご参照ください。

※ どのような世帯構成であっても、基準額（304,200円）は変わりません。

〈世帯年収の目安は910万円未満です。〉

- 給与収入のみの4人世帯*がモデルの目安です。

* 両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の世帯

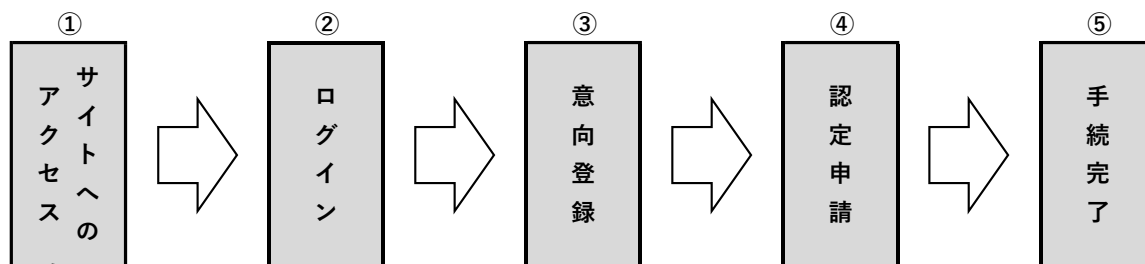
- 世帯年収の目安は世帯状況*によって大きく異なる場合があります。

* 家族構成、扶養状況、サラリーマンか自営業か等

3 申請方法

高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）にログインし、申請を行います。（オンラインで申請すると、原則として書類の提出が不要になります。）

○オンライン申請の流れ



オンライン申請は、4月から受付開始です。

○事前に用意するもの

- ・保護者等のマイナンバーカード（又はマイナンバーが記載された書類）
- ・ログイン ID 通知書（学校から配布されます。）

① サイトへのアクセス

○ 4月から申請開始となります。

※ 3月中は操作しないでください。

- 以下の URL 又は右の QR コードよりアクセスします。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

※ 検索エンジンでの検索では、直接アクセスすることができません。



② ログイン

- 学校から配布されたログインIDとパスワードを入力し、ログインします。

***** 高等学校等就学支援金 ログインID通知書 *****

発行日： 令和7年4月1日

発行回数： 1

見本

ログインID (数字のみ)	1234567
パスワード (英字大文字・小文字、数字)	Abc123def

※ ログインできなくなってしまった場合はP9「よくある質問と回答」をご参照ください。

e-Shien ログイン画面

e-Shien ログイン画面

ログイン

ログインID
1234567

パスワード
Abc123def

パスワードを表示する

言語(Language)
日本語

ログイン

③ 意向登録 ※ 必ず4月に実施してください。

○ 新規申請

新規申請の「意向登録」から、就学支援金の申請意思の登録を行います。

 新規申請 ヘルプ

就学支援金の最初のお申し込みはこちらです。

申請名	申請説明
意向登録	高等学校等就学支援金の申請意向を登録します。
認定申請	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。
認定申請（家計急）	離職等の家計急変理由が生じたため、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。 ※ 所得制限基準に該当する、またはほかの理由により、受給資格認定申請書を提出しません。

※「登録内容確認」後にログアウトし、申請を再開する場合は、選択するボタンが異なります。4ページをご参照の上、「④認定申請」から進めてください。

○ 確認事項

記載事項を確認し、全ての項目に☑をつけ、「入力内容確認」をクリックします。

 確認事項

以下の内容を確認の上、チェックをつけてください。 必須

○ 意向確認

申請希望の有無を選択し、「入力内容確認」をクリックします。

・ 就学支援金の受給を希望する場合、以下の項目にチェックを入れます。

※ 支給の対象となるか不明な場合は、こちらを選択してください。

☒ 高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況を提出いたします。

・ 就学支援金の受給を希望しない場合、以下の項目にチェックを入れます。

☐ 所得制限基準に該当する、またはほかの理由により、受給資格認定申請書を提出しません。

○ 登録内容確認

確認事項と意向確認で入力した内容を確認し、「本内容で登録する」をクリックします。

就学支援金の受給を希望する場合は、4ページをご参照の上、
④認定申請に進んでください。受給を希望しない場合は申請終了です。

④ 認定申請

就学支援金の受給を希望する場合は、意向登録後、申請に必要な情報を登録します。

「続けて受給資格認定申請を行う」をクリックし、生徒情報、学校情報及び保護者等情報の確認・入力を行います。

意向登録結果



①意向ありの場合、中央の「続けて受給資格認定申請を行う」またはメニューの「認定申請」より、受給資格認定の申請を行って

受付番号	申請内容
R-23-011-02-0011-0371	高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入税人番号又は税情報等）を提出いたします。

＜ マイページに戻る

①の場合
続けて受給資格認定申請を行
う >

②の場合
受給資格認定申請（家計急
変理由）

こちらは選択しないでください。

申請の意向ありで登録した場合は、こちらから認定申請を行います。

～「③ 意向登録」（3 ページ）後にログアウトし、申請を再開したい場合～
ログイン後、認定申請ボタンをクリックして進めてください。

新規申請

ヘルプ

就学支援金の最初のお申し込みはこちらです。

申請名	
意向登録	高等学校等就学支援金
認定申請	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。
認定申請（家計急変理由）	離職等の家計急変理由が生じたため、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。 ※保護者等が国外に在住する場合などで、家計急変理由や収入状況が確認できない場合は対象となりません。

申請の意向ありで登録した場合は、こちらをクリックし、
④認定申請を行います。

こちらは選択しないでください。

○ 生徒情報

必要事項を確認、入力し「学校情報入力」をクリックします。

- ・氏名・ふりがな：学校で登録をしています。
- ・生 年 月 日：学校で仮入力を行っています。**正しい情報に修正してください。**
※**就学支援金の審査に必要な項目です。**誤りのないようご確認ください。
- ・住 所：現住所を入力してください。
- ・建物名・部屋番号：入力任意です。
- ・メールアドレス：入力任意です。

○ 高等学校等の在学期間について

①「現在通っている高等学校等の在学期間について」

あらかじめ入力していますので、**入力内容の変更を行わないでください。**

②「過去に別の高等学校等に在学していた期間について」

- ・過去に在学した高等学校等がない場合、「保護者等情報入力」をクリックします。
- ・過去に在学した高等学校等がある場合は、「在学期間追加+」をクリックします。
学校名、在籍期間等を追加で入力し、「保護者等情報入力」をクリックします。

○ 収入状況（個人番号又は課税情報等）の提出が必要な保護者等について

収入状況の提出が必要な保護者等を確認するため、いくつかの質問に回答します。

原則として、**保護者（親権者）全員分（父母がいる場合は父母の両方）の収入状況の提出が必要です。**

該当する項目を選択してください。（省略している画像箇所もあります。）

ひとり親や離婚または死別している場合③を選択

○ 保護者等情報

必須項目に加え、保護者等の電話番号を入力します。

電話番号は、申請内容に不備があった場合の連絡に必要となります。

○ 収入状況提出方法

・「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」

個人番号カード（マイナンバーカード）を使用して、ご自身でマイナポータルから、収入状況を取得・提出する申請方法です。

この方法で申請する場合、7月以降に改めて申請書類の提出が必要になります。（在学中、自動審査を希望する場合、下段の「個人番号を入力する」を選択してください。）

・「個人番号を入力する」

マイナンバーカード、個人番号が記載された通知カード、マイナンバーが記載された住民票をご確認の上、個人番号を入力してください。埼玉県が収入状況を取得します。

今回の申請で受給認定された場合、7月以降、在学中は自動審査となり、改めて申請する必要はありません。

収入状況提出方法

The screenshot shows a web form titled "収入状況提出方法" (Income Status Submission Method) with a red "必須" (Mandatory) label. There are two radio button options:

- ☐ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する
- ☒ 個人番号を入力する

Below the first option is a dashed box containing two informational icons and text:

- Icon: ? Text: 次の画面で個人番号カードを使用して、収入状況（課税情報等）を取得し、提出します。個人番号カードを所有している場合に選択できます。
- Icon: ? Text: 個人番号カードの使用について

Below the second option is a dashed box containing one informational icon and text:

- Icon: ? Text: 申請先の都道府県等を使用するため個人番号を入力します。個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

At the bottom, there is a label "個人番号" with a red "必須" label, followed by a text input field containing "123456789012".

A large callout box on the right contains the following text:

「個人番号を入力する」を選択。
12桁のマイナンバーを入力します。

※必ずマイナンバーを確認しながら入力してください。
入力された番号に誤りがあると、審査が大幅に遅れることがあります。

生活保護関係情報

- ・受給ありの場合 … 令和6年1月1日時点で生活保護を受給している場合は、「受給あり」にチェックを入れ、福祉事務所設置自治体画面に進んでください。
- ・受給なしの場合 … 令和6年1月1日時点で生活保護を受給していない場合は、「受給なし」にチェックを入れてください。

～「受給あり」の場合～ 福祉事務所設置自治体

令和6年1月1日時点で居住する「都道府県」「市区町村」を選択してください。

生活保護関係情報 必須

？ 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合（該当する町村がない場合）は、市区町村に「-」を選択してください。

☒ 受給あり ☐ 受給なし

福祉事務所設置自治体 必須

都道府県 必須

埼玉県

市区町村 必須

-

該当する市区町村がない場合「-」を選択してください。

課税地情報

- ・令和6年1月1日時点の住所を選択し、「入力内容確認」をクリックします。（「生活保護関係情報」で「受給あり」を選択した場合、入力はありません。）

課税地情報 必須

？ 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所を選択してください。日本国内に住所を有していない場合には、□にチェックを付けてください。

都道府県

埼玉県

市区町村

さいたま市

☐ 日本国内に住所を有しない

課税地情報 必須

？ 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所を選択してください。日本国内に住所を有していない場合には、□にチェックを付けてください。

都道府県

海外赴任等により令和6年1月1日時点で国内に住所を有していない場合は、課税地情報を入力せず、こちらに☑をします。

☒ 日本国内に住所を有していない。

令和6年1月1日時点の住所を選択します。

転居等で現在の住所と課税地が異なる場合は、誤りのないよう入力をお願いします。

＜ 認定申請登録（学校情報）に戻る

入力内容確認
（一時保存）

○ 確認事項

入力内容を確認し、全ての項目に☑をつけ、「本内容で申請する」をクリックします。

☒ 確認事項

以下の内容を確認の上、☐にチェックをつけてください。 必須

☐ 「記入上の注意」をよく読み、内容を確認しました。

？ 記入上の注意

☐ 「留意事項」をよく読み、内容を確認しました。

？ 留意事項

☐ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

☐ 本申請・届出・申出内容は、事実と相違ありません。

☐ 本申請・届出・申出に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

☐ 下記について承知しました。
収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

[← 認定申請登録（保護者等情報）に戻る](#) [本内容で申請する](#)

⑤ 手続完了

以上で、受給資格認定申請は完了です。申請完了画面で受付番号が表示されていることを確認してください。

認定申請登録結果

1

2

3

4

5

6

生徒情報入力 学校情報入力 保護者等情報 保護者等情報 入力内容確認 申請完了

収入状況取得

本システムによる受給資格認定申請の手続きは以上で終了となります。
「システム外で個人番号カードの写し等を提出する」を選択した保護者等については、学校担当者より個人番号カード（写）等貼付台紙を受領し、個人番号カードの写しを貼り付けて必要事項を記入した上で、学校担当者に提出してください。
主たる生計維持者1名分の個人番号カード（写）等を提出する場合は、扶養状況を確認できる書類も併せて提出してください。

受付番号

申請内容により書類の追加提出が必要となる場合があります。就学支援金事務局からの案内により必要書類の提出にご協力ください。

〈オンライン申請で誤った内容を登録した場合は〉

オンラインでの申請において、「意向登録」や「認定申請」を誤った内容で登録した場合、**ご自身で登録内容の修正や取り消しを行うことはできません。**

入力内容の修正等が必要な場合は、就学支援金事務局（048-711-7012）にご連絡ください。

4 よくある質問と回答

質問① マイナンバーカードがありません。オンライン申請をすることはできますか？

- マイナンバーカードをお持ちでない場合、マイナンバーが記載された「通知カード」や「住民票」等でオンライン申請することができます。
- また、市町村が発行する課税証明書等*により申請をする場合は、オンラインでの申請はできません。
- 学校から申請書類を受け取り、課税証明書等とあわせて、期日までに学校に提出してください。

* 課税証明書等…「令和6年度（令和5年分）課税証明書」又は「納税通知書」

※勤務先から配布される「源泉徴収票」や「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」では申請できません。

質問② 所得の要件を満たしているか自分で確認する方法はありますか？

- 所得の要件は、「課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除の額」が、304,200円未満の世帯となります。
- 課税標準額（課税所得額）及び市町村民税の調整控除の額は、マイナポータル又は市町村が発行する課税証明書等で確認することができます。

質問③ e-Shien にログインできなくなってしまった場合はどうすればいいですか？

- ログインを5回失敗すると、アカウントがロックされ、ログイン操作ができなくなります。
ロックされた場合は、ロックを解除しますので、就学支援金事務局（048-711-7012）へご連絡ください。
- ログインIDやパスワードが分からなくなった場合は、学校へお問い合わせください。

質問④ 申請をするうえで、気を付けることはありますか？

- 以下の場合は保護者等の税額を確認できません。
 - マイナンバーを提出した場合でも、以下に該当する場合は、保護者等の税額を確認することができず、審査が大幅に遅れることがあります。
 - ① 住民税の申告（令和5年1月～12月分）をしていない場合
→ 保護者全員分の税申告が必要です。（生活保護受給の場合を除く。）
 - ② 課税地（令和6年1月1日時点の住所）の申請内容に誤りがある場合
→ 申請の際に課税地を正しく入力する必要があります。

質問⑤ 審査の結果はいつ分かりますか？

- 一番早い時期で、7月上旬以降から学校を通じて審査結果を送付する予定です。また、申請状況は、e-Shien に反映されます。(e-Shien へのログインが必要です。)
- 審査においては、申請者様ごとに所得要件を確認するため、結果の送付時期が異なります。
- また、以下に該当する場合、申請内容の追加確認や書類の追加提出が必要となることがあるため、審査に時間を要し、結果通知の送付が遅れる可能性があります。

- ・ 申請に必要な情報の未記載や誤り等、申請内容に不備があった場合
- ・ 過去に別の高等学校等に在籍しており、在籍状況の確認等が必要となる場合
- ・ マイナンバーで税額を確認できなかった場合
- ・ その他、審査に当たり疑義が生じた場合

- 上記の理由により審査が遅れた場合、高等学校等の授業料を納入していただく場合があります。納入後に就学支援金の受給資格が認定となった場合は、納入した授業料は還付されます。

マイナンバー等で税額を確認できなかった場合、埼玉県から申請内容の追加確認や課税証明書等の追加提出をお願いすることがあります。
就学支援金の早期支給のために、ご協力をお願いします。

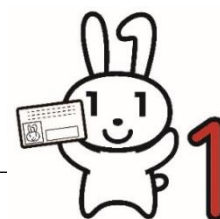


〈マイナンバーの利用目的〉

マイナンバー（個人番号）は、高等学校等就学支援金の審査に必要な課税標準額（課税所得額）及び市町村民税の調整控除の額の確認に使用します。

その他、以下の制度の申請をする場合は、その審査にマイナンバーを使用します。

- ・ 埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免制度
- ・ 埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金制度
- ・ 高等学校学び直し支援金制度
- ・ 高等学校専攻科修学支援金制度



マイナンバーPRキャラクター
「マイナちゃん」

お問い合わせ

高等学校等就学支援金制度の概要及び申請方法に関するよくあるお問い合わせは、本しおりや埼玉県ホームページに掲載しています。

以上の内容をご確認いただいた上で問題が解決しない場合は、下記のお問い合わせ先に直接お問い合わせください。

以下のいずれかへお問い合わせください。

- ① 生徒が通う学校の事務室
- ② 埼玉県高等学校等就学支援金事務局

問い合わせ先：電話 048-711-7012 FAX 048-833-0497

住所 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

受付時間：8時30分から17時00分まで（土日祝日、年末年始を除く。）

※3月、4月、7月、9月、11月、1月は、
8時30分から18時45分まで

埼玉県 就学支援金 国公立

検索



埼玉県ホームページはこちら